

大阪市告示第1213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を廃止する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年9月4日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	供用廃止の期日
北区第2013号線	北区本庄西1丁目32番の2地から 同区同 19番の9地まで	告示の日

（建設局総務部管財課）